

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前記註日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ボツワナ	ボツワナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	150,000千円 -----	2020.4.20 ハボロネ (同日)	日本側 竹田浩三在ボツワナ大使 ボツワナ側 タペロ・マツエカ財務・経済開発大臣	2020.5.19 204号
ボツワナ	ボツワナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2020.6.12 ハボロネ で (同日)	日本側 竹田浩三在ボツワナ大使 ボツワナ側 タペロ・マツエカ財務・経済開発大臣	2020.7.1 258号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。